

## ○大府市審理員の指名に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第9条第1項の規定に基づく審理手続を行う者（以下「審理員」という。）の指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員の指名)

第2条 審理員は、別表に掲げる職にある者のうちから市長が指名する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、事件の内容が複雑で高度な法的解釈を要するもの又は特に中立性が必要と認めたものである場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を審理員に指名することができる。

(指名方法)

第3条 審理員の指名は、1事件につき2名とし、別表に掲げる職にある者であつて、法第9条第2項各号に該当しないものを市長が任命する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、審理員として指名する人数を変更することができる。

(任期)

第4条 審理員の任期は、市長の指名から法第42条第2項に規定する審理員意見書その他資料を審査庁に提出するまでとする。

(審理員の交代)

第5条 市長は、審理員が指名後に法第9条第2項各号に該当する者になったとき、人事異動により別表に掲げる職にある者でなくなったとき又は事故等により職務遂行が困難になったときは、当該審理員に係る指名を取り消さなければならない。

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、速やかに、別表に掲げる職にある者のうちから別の者を新たに指名し、審査請求人及び参加人にその旨を通知しなければならない。

(公務災害補償等)

第6条 第2条第2項の規定に基づき審理員の指名をした場合において、当該審理員に係る公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償は、大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和45年大府市条例第34号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審理員の指名に関し、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名
企画広報課長
行政管理課長
協働推進課長
地域福祉課長
幼児教育保育課長
都市政策課長
農政課長
水道経営課長
会計課長
消防総務課長